

平成30年4月16日

長崎市発注工事の前払金の使途拡大に係る取り扱いについて（お知らせ）

長崎市発注工事の前払金の使途拡大につきましては、平成30年度においても引き続き継続し、下記のとおり取り扱うことといたしましたのでお知らせいたします。

1 前払金の使途拡大の内容

拡大により前払金の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これに充てられる前払金の上限は、前払金の総額の100分の25。

2 平成28年度に契約した工事について

平成29年度に前払金の使途拡大について変更契約を行っていない契約書の前払金の使途拡大は平成29年3月31日までとなっております。今年度請求される前払金について、使途拡大を希望される場合は、変更契約が必要ですので、次の提出書類を契約検査課工事契約係までご提出ください。

なお、使途拡大を希望されない場合は必要ありません。

提出書類：平成28年度長崎市発注工事の前払金の特例措置に係る変更協議書

提出先：長崎市契約検査課窓口

お問い合わせ先

長崎市桜町2番22号 市役所本館4階
長崎市理財部 契約検査課工事契約係
電話 095（829）1276（直通）